

公的年金と申告

公的年金等に係る所得は「雑所得」になります。公的年金に係る「雑所得」は、下記の表により公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて所得金額を計算します。

本人の 年齢	公的年金等の収入 金額の合計額	公的年金等に係る雑所得以外 ^の 合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
		公的年金等に係る雑所得		
その年の 1月1日現在 65歳未満	40万円以下	0円	0円	0円
	50万円以下			収入金額 - 400,000円
	60万円以下			
	60万円超 130万円以下	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円
	130万円超 410万円以下	収入金額×0.75 - 275,000円		
	410万円超 770万円以下	収入金額×0.85 - 685,000円	収入金額×0.85 - 585,000円	収入金額×0.85 - 485,000円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×0.95 - 1,455,000円	収入金額×0.95 - 1,355,000円	収入金額×0.95 - 1,255,000円
	1,000万円超	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円
その年の 1月1日現在 65歳以上	90万円以下	0円	0円	0円
	100万円以下			収入金額 - 900,000円
	110万円以下			
	110万円超 330万円以下	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円
	330万円超 410万円以下	収入金額×0.75 - 275,000円		
	410万円超 770万円以下	収入金額×0.85 - 685,000	収入金額×0.85 - 585,000	収入金額×0.85 - 485,000
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×0.95 - 1,455,000円	収入金額×0.95 - 1,355,000円	収入金額×0.95 - 1,255,000円
1,000万円超	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円	

Q 1 私の収入は公的年金だけです。申告の必要はありますか？

A 1 所得税においては、平成 23 年分の確定申告から公的年金等の収入額が 400 万円（2 か所以上ある場合はその合計額）以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得が 20 万円以下である場合には、確定申告書の提出が不要となりました。言い換えれば、この条件に当てはまる方は、計算上所得税が発生しても確定申告書の提出及び納税の必要がなくなったということです（ただし、外国政府等から支給を受ける公的年金など、源泉徴収制度の対象とならない公的年金等の支給を受ける人は、この公的年金等に係る確定申告不要制度を適用することができません）。なお、確定申告が不要な方でも、次の 1、2 に該当する場合には、市県民税（住民税）の申告が必要となります。

1 公的年金等に係る雑所得のみの方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険などの社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、ひとり親及び寡婦控除、基礎控除等以外の各種控除の適用を受ける方

例：医療費控除、生命保険料、地震保険料控除などを追加する場合

2 公的年金等に係る雑所得以外の所得がある方

例：農業所得、不動産所得、一時所得、公的年金等以外の雑所得などがある場合

また、確定申告不要の要件に当てはまっても、年金受給時に既に所得税が源泉徴収されている場合等で、所得税の還付を受ける場合には、所得税の確定申告が必要になります。

Q 2 私は厚生年金及び企業年金を受給しており、妻は障害者年金以外に所得はありません。私は毎年申告していますが妻も申告が必要ですか？

A 2 障害年金、遺族年金、母子年金などは非課税所得になり、税金はかかりませんので所得税確定申告及び市県民税申告をする必要はありません。これらの非課税年金は被扶養者判定の所得には含まれないので、障害者年金の額の多少にかかわらず、あなたの控除対象配偶者に該当します。